

盗難特定金属製物品の処分の防止 等に関する法律の施行について

～ 特定金属くず買受業に係る措置～

令和 8 年 3 月
千葉県警察本部
生活安全部風俗保安課

目次

法律の概要について

条例と重複する規定について

法律の概要について

法律の概要について

背景

～太陽光発電設備からの銅線ケーブル盗難等の金属盗難が増加～

- 令和6年の金属盗難の認知件数は令和2年の約4倍
- 令和6年の金属盗難の被害額は約140億円
- 同設備の被害により、長期間の発電停止による経済的損失も発生

施行

- 公布 令和7年6月20日
施行 公布から1年を超えない範囲内において政令の定める日

法律の概要について

1 特定金属くず買受業の届出

- 特定金属くず（※）買受業を営む場合の届出義務（条例許可取得者も対象）
- 施行から3か月を経過する前に届出
- 営業所の所在地を管轄する警察署へ届出
- 届出事項の変更、営業廃止の場合も届出

※ 主として銅により構成されている金属くず

一例



【銅線】

法律の概要について

2 買受けの相手方の本人確認等

- 特定金属くずの買受け時の相手方の本人確認義務
 - ※ 「取引の任に当たっている方」＋「相手方」の本人確認
 - ※ 過去取引があり口座振り込みの場合→本人確認不要
- 当該本人確認事項等に関する記録の作成・保存義務

3 取引記録の作成等

- 買受けの相手方の氏名、内容等に関する記録の作成・保存義務

法律の概要について

4 警察官への申告

- 買受けに係る特定金属くずが盗難品に由来する疑いがある場合の警察官への申告義務

5 行政処分等

- 立入検査
- 報告徴収
- 指示処分、営業停止命令

法律の概要について

6 罰則

- 1年以下の拘禁刑若しくは100万円以下の罰金
 - ・ 営業停止命令違反

- 6月以下の拘禁刑若しくは100万円以下の罰金
 - ・ 営業開始届出義務違反
 - ・ 名義貸し違反

- 30万円以下の罰金
 - ・ 虚偽の営業開始届等違反
 - ・ 変更、廃止届出義務等違反
 - ・ 立入検査、報告徴収拒否等違反

条例と重複する規定について

条例と重複する規定について

整理に至る経緯

- 千葉県では既に「千葉県特定金属類取扱業の規制に関する条例」が施行
- ↓
- 法律施行に伴い、条例との間で
 - ① 本人確認 ② 取引記録の作成 ③ 警察官への申告について、二重の義務が課せられる
- ↓
- 事務負担を軽減するための整理
- ↓
- **法律、条例双方に該当する**金属類を買受ける場合は、同整理に基づく行為を履行すれば**双方の規定を履行したと同一視**できる

条例と重複する規定について

金属盗対策法

銅くず

【本人確認の対象】 相手方（自然人or法人）
+
取引の任に当たっている自然人

① 本人確認

- 【確認方法】
 - 自然人 → 身分証等の提示（写真付き限定）
 - 法人 → 登記事項証明書等の提示
- 【確認項目】
 - 自然人 → 氏名、住居、生年月日
 - 法人 → 名称、所在地
- 【除外規定】
 - ・過去買受け者から同人の口座振込みにより買い受けるとき
 - ・自ら輸入する場合

② 取引記録の作成

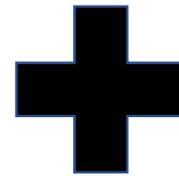
- 【作成方法】
 - ・様式の規定なし
 - ・本人確認書類の写しを保存
- 【記載項目】
 - ・取引日時、特徴、確認方法、①の確認項目、支払方法、口座番号、確認者 等

③ 警察官への申告

- ・盗難品の疑いがあるとき

青字・・・未確定部分

法律と条例
それぞれの義務規定



法律の義務規定に加えて条例のみにある義務規定を追加 等

重複義務について整理

特金条例

電線、グレーチング、マンホールの蓋、敷板、足場板 等

【本人確認の対象】 取引の任に当たっている自然人

① 本人確認

- 【確認方法】
 - ・身分証等の提示
 - ・署名入り氏名等記載文書の交付等
- 【確認項目】
 - ・氏名、住所、年齢、職業
- 【除外規定】
 - ・1万円未満の取引
 - ・自己が売却した特定金属類を売却の相手方から買い受ける場合

② 帳簿の作成

- 【作成方法】
 - ・規定様式or取引順や取引ごとに記載できる様式
- 【作成項目】
 - ・取引年月日、特徴、確認方法、①の確認項目 等

③ 警察官への申告

- ・不正品の疑いがあるとき

赤字・・・法律にない規定

条例と重複する規定について

双方の規定を履行したことと同一視できる行為

本人確認の対象

相手方（自然人 or 法人）

+

取引の任に当たっている自然人

条例と重複する規定について

双方の規定を履行したことと同一視できる行為

1 本人確認

- 確認方法
 - ・ 自然人・・・身分証等の提示（写真付き限定）
 - ・ 法人・・・登記事項証明書等の提示
- 確認項目
 - ・ 自然人・・・氏名、住居、生年月日、**職業**
 - ・ 法人・・・名称、所在地
- 除外規定
 - ・ 除外規定の適用なし

ただし、過去買受け者から同人の口座振り込みにより買い受けるときは、取引の任に当たっている自然人のみ本人確認をすればよい

青字・・・未確定部分

赤字・・・条例のみにある規定

条例と重複する規定について

双方の規定を履行したことと同一視できる行為

2 取引記録の作成

- 作成方法
 - 条例の規定様式 or 取引順や取引ごとに記載できる様式
 - 本人確認書類の写しを保存
- 記載項目
 - 取引日時、特徴、確認方法、本人確認した項目、支払方法、口座番号、確認者 等

3 警察官への申告

- 不正品の疑いがあるとき

青字・・・未確定部分

赤字・・・条例のみにある規定

おわりに

本資料は概要を説明したものとなります。詳細は適宜「千葉県警察ホームページ」に掲載予定の条文や各種資料を御確認ください。

終 了



御静聴ありがとうございました。